

町田市フォトサロン指定管理者候補者募集要項

2021年4月

町田市文化スポーツ振興部文化振興課

《目 次》

1	募集の趣旨	1
2	募集の概要	1
	(1) 施設の概要	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 管理運営の基本方針	2
	(4) 指定管理者が行う業務の範囲	2
	(5) 施設の2019年度の運営状況	2
3	指定管理者の募集に関する事項	2
	(1) 募集スケジュール	2
	(2) 募集の手続き	3
4	応募に関する事項	4
	(1) 応募資格	4
	(2) 欠格事項	4
	(3) 共同事業体による応募	4
	(4) 応募書類及び添付書類	4
5	応募に関する留意事項	5
	(1) 指定管理料の上限額	5
	(2) 応募内容の変更禁止	5
	(3) 接触の禁止	5
	(4) 複数提案の禁止	6
	(5) 虚偽の記載をした場合の取り扱い	6
	(6) 応募書類・提供資料の取り扱い	6
	(7) 応募の辞退	6
	(8) 応募費用の負担	6
	(9) 著作権の帰属等	6
6	選定に関する事項	6
	(1) 指定管理者の募集及び選定方法	6
	(2) 選定基準	7
	(3) 最低選定基準	8
	(4) 現在の指定管理者への管理運営状況評価の反映	8
	(5) 指定候補者の選定	9
	(6) 選定結果	9
7	市議会の議決	9
8	協定の締結	9
9	管理運営状況評価	10
10	問い合わせ先及び応募書類の提出先	10

1 募集の趣旨

町田市フォトサロンは、市民の写真芸術の活動拠点として芸術文化の振興に寄与することを目的とした施設です。この設置目的にそった、質の高いサービスの提供と効率的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び町田市フォトサロン条例第5条に基づき指定管理者を募集します。

2 募集の概要

(1) 施設の概要

名称	町田市フォトサロン（以下、「フォトサロン」という。）
設置条例	町田市フォトサロン条例（以下、「条例」という。）
設置目的	市民の写真その他の芸術文化に関する活動の場を提供し、もって芸術文化の振興に寄与することを目的とした文化施設
所在地	町田市野津田町3272番地
施設の構造	鉄筋コンクリート造2階建て
施設の面積	254.65㎡（面積の内、1階の警備員室・休息・宿直室、及びプレハブを除く）
施設の開設年月	1999年10月
主要施設	第1展示室（2階）第2展示室（1階）
壁面高	2.4m（1階一部 2.2m）
展示壁面長	2階 約40m（可動式11.7m） 1階 約30m
利用時間	午前9時30分～午後4時30分 ※ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。
休館日	火曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日～1月3日 ※ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

○前期間の指定管理料

年度	2017	2018	2019	2020	2021
金額（円）	10,265,500	10,370,800	10,543,400	10,635,600	10,635,600 （予算額）

(2) 指定期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

(3) 管理運営の基本方針

「町田市フォトサロン管理運営指定管理業務基準書（以下「業務基準書」という。）」を参照してください。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

詳細は業務基準書を参照してください。

- ① 施設の運営に関する業務
 - ・施設の利用に関する業務
 - ・利用料金の収受に関する業務
 - ・その他フォトサロンの管理運営に関する業務
- ② 文化事業に関する業務
 - ・写真展示等の企画・開催
- ③ 施設の維持管理に関する業務
 - ※大規模な修繕は除く。
- ④ 報告業務
 - ・日報及び月報の作成と報告
 - ・事業計画書及び事業報告書の作成
 - ・事業の評価に関する業務の実施と報告
- ⑤ その他、市長が必要と認めた業務
 - ・自主事業
 - ・指定管理開始時及び終了時の引継ぎ業務
 - ・町田市（以下、「市」という。）及び関係機関との連絡調整業務
 - ・広報に関する業務
 - ・その他留意事項

※2022年3月31日以前において、2022年4月以降の、既に利用申込のあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として現在の指定管理者から引き継ぎ、次期指定管理者の責任において業務を実施する必要があります。

※自主事業とは、業務基準書に定める業務のうち、指定管理者が設置目的の範囲内で、市の承認を得て魅力ある事業を独自に展開するものです。

(5) 施設の2019年度の運営状況

別紙「施設の運営状況」を参照してください。

3 指定管理者の募集に関する事項

(1) 募集スケジュール

- ① 募集要項の公表（市ホームページで公開）
2021年4月 1日（木）
- ② 説明会の開催
2021年4月16日（金）

- ③ 質問書の受付 2021年4月19日(月)～4月23日(金)
- ④ 質問書への回答 2021年5月7日(金)
- ⑤ 応募書類の受付 2021年5月13日(木)～5月19日(水)
- ⑥ 書類審査 2021年5月26日(水)
- ⑦ プレゼンテーションによる選考
2021年7月上旬
- ⑧ 候補者の選定結果通知 2021年8月上旬(予定)
- ⑨ 指定管理者の指定通知 2021年10月以降

(2) 募集の手続き

① 募集要項の公表

市ホームページから「募集要項」、「業務基準書」をご覧ください。
 その他参考資料については説明会時に配布します。

② 説明会の開催

- ア 開催日時 2021年4月16日(金) 午後2時～4時(予定)
- イ 開催場所 町田市役所 10階 10-3会議室
- ウ 参加申込 2021年4月13日(火)午後5時までに参加申込書(様式1)により、FAX又は電子メールでお申込みください。
- エ 申し込み先 町田市文化スポーツ振興部文化振興課
電子メール：mcity5000@city.machida.tokyo.jp
FAX：050-3085-6554
- オ その他 会場の都合により説明会への参加は各団体2名以内とさせていただきます。また、募集要項・業務基準書を必ずご持参ください。

③ 募集に関する質問書の受付及び回答

- ア 質問受付 様式2の質問書を電子メールで提出してください。
質問は説明会に参加した団体に限らせていただきます。
また、現指定管理者に直接質問することはできません。
- イ 受付期間 2021年4月19日(月)～4月23日(金)午後5時
- ウ 質問の回答 質問に関する回答は5月7日(金)に市ホームページにて公表します。また、回答書は、この要項と同等の効力を有するものとします。

④ 指定管理者申請書等の応募期間

- ア 応募期間 2021年5月13日(木)～5月19日(水)
午前8時30分から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)
- イ 提出方法 受付期間内に文化振興課へ持参してください。

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

文化施設又はこれに類する施設における管理業務の実績を有し、かつ、市内に事務所又は事業所を有する団体とし、個人の応募はできません。

※共同事業体の場合は、代表団体が市内に事務所又は事業所を有する団体であり、かつ上記の実績を有する団体が含まれていること。

(2) 欠格事項

次の各項に該当する団体は、応募することはできません。

- ① 応募書類提出時点において、市で入札参加資格の停止処分を受けているもの
- ② 地方自治施行令第167条の4の規定に該当するもの
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により市または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始しているもの
- ⑤ 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納しているもの
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行うもの

(3) 共同事業体による応募

- ① 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めてください。
- ② 単独で応募した団体は、同時に共同事業体による応募の構成員（構成団体）となることはできません。
- ③ 共同事業体による応募において、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。
- ④ 申請後は代表団体及び構成団体の変更は認めません。
- ⑤ 代表団体及び構成団体のいずれか一団体でも上記の欠格事項に該当する場合は、応募できません。

(4) 応募書類及び添付書類

市ホームページからダウンロードできます。

- ① 町田市フォトサロン指定管理者申請書（様式3） **1部**
- ② 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式4） **1部**
- ③ 法人等の業務の概要（様式5） **10部**

※団体の組織、沿革及び様式に記載しきれない事項等は任意の書類を添付する。

- ④ 役員の名簿（様式6） **1部**
- ⑤ 指定予定期間に属する各年度のフォトサロンの管理に係る事業計画書及び収支予算書（様式7-1～7-23） **10部**

- ⑥ 貸借対照表及び損益計算書、その他類する書類（直近3年間） 10部
- ⑦ 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書 10部
- ⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に相当する書類 1部
- ⑨ 法人税、消費税、法人市民税、固定資産税、及び地方消費税の各納税証明書（直近1年間） 1部
- ⑩ 町田市フォトサロン指定管理業務共同事業体協定書（様式8） 10部
- ⑪ 町田市指定管理者管理運営状況評価表（様式9） 10部
- ⑫ 指定管理者候補者選考委員会プレゼンテーション資料 10部

※応募書類はすべてA4版で統一し、A4縦向きファイルで綴り、インデックスにより添付書類番号等を記載してください。また、可能な限り両面印刷としてください。

※応募書類には、個人が特定される氏名や顔写真等の個人情報に該当するものは掲載しないようにしてください。ただし、応募書類に掲載することについて、本人の承諾を得ている場合を除きます。その場合には、承諾を得ている旨を記載してください。

※⑩は共同事業体による応募の場合に提出してください。代表団体及び施設管理の担当業務を明記するものとします。

※共同事業体による応募の場合は、③、④、⑥～⑨について、代表団体、構成団体ともに提出してください。

※⑫は本募集要項別紙を参照の上、作成してください。（別紙説明様式あり）また、他の書類とは別に綴じてください。

※書類での提出のほかに、電子媒体（CD-R等）でも提出してください。

5 応募に関する留意事項

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の提案金額の上限額は年間10,636,000円とします。

なお、提案された指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定において確定するものとし、提案金額を保証するものではありません。

(2) 応募内容の変更禁止

5月19日（水）午後5時以降、提出された書類の内容を変更・追加することはできません。

(3) 接触の禁止

この要項の公開以降、説明会等市が提供する機会を除き、町田市指定管理者候補者選考委員会委員、本件業務に従事する市職員その他本件関係者に対して、本件公募について直接・間接問わず接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は失格とします。

(4) 複数提案の禁止

応募は、一団体につき一案とし、複数の提案はできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(6) 応募書類・提供資料の取り扱い

- ① 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また、市が提供する資料等は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ② 応募の検討目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に資料を使用させたり、又は提示したりすることを禁じます。
- ③ 市ホームページ・説明会時の配布資料を除き、市から応募に関する資料の提供はしません。
- ④ 応募書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。

(7) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(8) 応募費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(9) 著作権の帰属等

応募者からの応募書類の著作権は各作成団体に帰属します。なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は応募者の承諾を得ず、無償で応募書類を使用できるものとします。

6 選定に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定方法

- ① 文化スポーツ振興部において、募集要項に基づき、応募資格を審査します。資格のある応募者が4団体以上の場合は、書類による第一次審査を行い、上位3団体を選定し、「町田市指定管理者候補者選考委員会※」（以下、「選考委員会」という。）へ提出します。応募者が3団体以下の場合は、書類審査は実施せず、資格のある全ての応募者の事業計画書等を選考委員会に提出します。
- ② 施設所管部及び選考委員会は、応募者からのプレゼンテーション及び委員によるヒアリングの実施、応募書類等をもとにし、評価項目ごとに評価します。

※町田市指定管理者候補者選考委員会
委員の構成は、学識経験者です。

(2) 選定基準

提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、施設設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）に選定します。

- ① これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。
- ② 指定管理者の行う業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。
- ③ 指定管理者の行う業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

選定基準を踏まえ、下表の「評価項目及び評価の基準」に基づき、各評価項目について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。

次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乘じます。

なお、施設所管部は評価項目1、2、3を評価し、選考委員会はそれ以外の項目を評価します。評価の重点ポイントとして、評価項目2は特に重要な項目として評価します。

○評価項目及び評価基準

評 価 項 目	評 価 基 準
1 類似施設の管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の管理実績は十分か ・施設を運営・管理する能力は十分か
2 地域貢献(市内従業員の雇用率)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内従業員の雇用率目標値は妥当か
3 提案金額	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して提案金額は妥当か ・予定金額の範囲内であるか
4 利用者サービス向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度の向上や利用者増加に向けた効果的な取組か ・取組は施設の設置目的に合ったものか
5 自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の魅力向上や利用者満足度の向上、利用者増加に向けた効果的な取組か ・取組は施設の設置目的に合ったものであり、本来の指定管理業務へ影響を及ぼすものではないか
6 利用者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査の方法は適切か ・利用者満足度調査結果の反映に向けた取組や体制がとられているか ・利用者満足度調査の目標は適切に設定されているか

7 平等利用の確保	・利用者が施設を平等に利用できる環境が整備されるか
8 施設の運営方針・管理方針	・設置目的に沿った適切な運営・管理が実施されるか
9 情報公開・個人情報保護対策	・情報公開の取組や体制は適切か ・個人情報保護の取組や体制は適切か
10 要望対応	・要望の受付・対応の取組や体制は適切か ・要望を施設の管理・運営に反映させる取組や体制は適切か
11 危機管理	・防災・防犯対策及び安全管理等の取組や体制は適切か ・災害や事故発生時の対応の体制は適切か
12 人的安定性	・職員の配置計画は適切か ・施設の運営・管理に必要な能力や資格を有する人員が適切に配置されるか ・職員の指導育成や研修体制は適切か
13 管理経費の縮減	・施設の運営・管理における経費縮減の取組は効果的か ・取組は施設の設置目的や利用者へ影響を及ぼすものではないか
14 地域貢献(地域団体等との連携)	・市内事業者への発注は十分か ・地域住民や団体との協働の取組は十分か
15 環境対策	・適切なおみ処理やリサイクル推進、節水・節電など環境に配慮した提案がされているか
16 収支の健全性	・指定管理業務の収支計画は健全か
17 財務の安全性	・団体の財務状況は健全か

(3) 最低選定基準

応募者の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定候補者として選定しないこととします。

- ・選考委員会の委員の平均得点と、施設所管部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60%に満たなかった場合
- ・過半数の選考委員の採点又は施設所管部での採点において、最低評価「1」の評価項目があった場合

(4) 現在の指定管理者への管理運営状況評価の反映

現在の指定管理者である団体が応募した場合は、次に掲げる事項に基づき、指定管

理期間中の管理運営実績から決定した評価反映得点を基準得点に加減算します。

① 評価結果を反映する年度

現指定管理者の評価を反映する年度は、最終年度を除く直近の3か年度とします。

② 選定結果に反映する加減算率の決定

評価結果を反映する年度の総合評価結果を点数化(S：5点～D：1点)した上で合算して対象年度数で除した平均得点(小数点以下第2位を四捨五入)に基づき、以下の基準により加減算率を決定します。

- ・「4.6～5点」…+基準得点の+10%
- ・「3.6～4.5点」…+基準得点の+5%
- ・「2.5～3.5点」…加減なし
- ・「1.5～2.4点」…△基準得点の5%
- ・「1～1.4点」…△基準得点の10%

(5) 指定候補者の選定

選考委員会及び施設所管部の採点による基準得点に、現在の指定管理者への管理運営状況評価結果である評価反映得点を加えた総合選定得点が、最も高かった応募者を指定候補者に選定します。

(6) 選定結果

指定候補者の選定結果については、すべての応募者に通知します。

7 市議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。

ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

8 協定の締結

指定管理者を指定した後、市と指定管理者とで細目について協議を行い、全指定期間の「基本協定」、年度ごとの指定管理料等についての「年度協定」、引継業務に関する「引継協定」を締結します。

なお、事業計画書(収支計画)において提案された指定管理料は、原則、年度ごとの見積金額とみなします。

また、事業計画において提案された内容については、原則としてそのまま実施しま

すが、選考委員会で意見が付された事項や事業計画の詳細については、改めて協議するものとします。

ただし、提案した内容が一部でも認められなければ申請を辞退する場合は、必ずその旨を事業計画書の最後部に明示するものとします。

さらに、協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

9 管理運営状況評価

毎年度、町田市指定管理者管理運営状況評価表（様式 9）に基づき、管理運営状況の評価を実施し市ホームページ上で公開します。また、評価表内の「2.選定時の提案内容」、「5.サービスの質に関する評価」における目標値及び達成年度、「7.財務・収支状況の確認」の予算額については、原則、応募時に提案があった内容に基づき評価します。

項目等については、指定期間中において、指定管理者と市で協議のうえ、見直し等を行うことがあります。

10 問い合わせ先及び応募書類の提出先

町田市文化スポーツ振興部文化振興課

〒194-8520

町田市森野2-2-22

電話 042-724-2184

FAX 050-3085-6554

電子メール mcity5000@city.machida.tokyo.jp